

第50回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

2 議事

- (1) 車いす利用者用駐車施設の適正利用に向けた取組について
- (2) 専門委員会の検討状況について

3 報告

- (1) 令和4年度及び令和5年度 福祉のまちづくり推進事業について
- (2) 小柴自然公園整備の進捗状況について

4 その他

資料

- 【資料1】 車いす利用者用駐車施設の適正利用に向けた取組について
- 【資料2】 専門委員会（課題解決）の検討状況について
- 【資料3】 令和4年度及び令和5年度 福祉のまちづくり推進事業について
- 【資料3-1】 令和5年度予算概要抜粋
- 【資料4】 小柴自然公園整備の進捗状況について

車いす使用者用駐車施設の適正利用に向けた取組について

福祉のまちづくり条例では、駐車場台数に応じて車いす使用者用駐車施設の設置が義務付けられていますが、「車いす使用者の方が利用したいのに停められない」、「他の障害やけがをされて歩行が困難な方にとって、車いす使用者用駐車施設そのものが使用しづらい」ことなどの御意見が寄せられています。

これまでも「思いやりパーキングマナー」として、車いす使用者用駐車施設の適正な利用を働きかけているところですが、頂いた御意見を踏まえ、車いす使用者用駐車施設の適正利用に向けた取組を次のとおり行っています。

1 ダッシュボード掲示物の見直し

思いやりパーキングマナーへの取組の一環として、車いす使用者をはじめ車いす使用者用駐車施設を利用する方が運転、同乗していることを示すダッシュボード掲示物を作成し、ホームページで公開しています。運用上、車いす使用者だけでなく、歩行に支障のある内部障害者や高齢者等が使用できることになっていますが、使用しづらいとの声が寄せられていることから、ダッシュボード掲示物の表記内容を見直し、ホームページを更新しました。

(1) 掲示物について

<従来のデザイン>



<見直し後>



(2) 各障害者団体から出されたご意見

掲示物の見直しに際し、各障害者団体（横浜市身体障害者団体連合会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟）にお知らせし、以下の通りご意見をいただきました。

(主な意見)

- ・車いす使用者用駐車施設そのものの数を増やして欲しい。
- ・国のガイドラインで示されたダブルスペース方式 (※) を含めたパーキングパーミット制度の導入を早急に検討して欲しい。
- ・マーク、文字は大きく掲示して欲しい。
- ・市外に出かけた時にも使用できるようにして欲しい。

(※)ダブルスペース方式…車いす使用者用駐車施設だけでなく、優先駐車区画 (★) も併せて提供し、移動に配慮は必要な者に対する駐車区画を複数種類で運用する取組方式

(★)優先駐車区画…車いす使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画

2 車いす使用者用駐車施設等調査について

車いす使用者用駐車施設等の現状や拡大に向けた施設管理者の課題などについて調査を実施します。

(1) 調査対象

市内公共施設、市内の民間商業施設（大規模小売店舗、スーパーマーケット、ドラッグストア等）、病院など

(2) 主な調査内容

- ア 駐車台数（利用者全体、うち車いす使用者用駐車区画数、優先駐車区画数）
- イ 車いす使用者用駐車区画などの適正利用や増設への協力について
- ウ 車いす使用者用駐車区画の運用で工夫していること、課題
- エ 事業者を対象としたヒアリング

3 今後の施策の検討（車いす使用者用駐車施設の適正利用に向けて）

掲示物の変更などの車いす使用者用駐車施設の適正利用を広報よこはまや Twitter などにより市民の皆様にお知らせします。

また、令和5年3月に「車いす使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」が国土交通省から示され、パーキングパーミット制度や様々な駐車区画の確保について言及していますので、先の調査結果や県をはじめとした周辺自治体との動きを注視しつつ、検討を進めてまいります。

専門委員会（課題解決）の検討状況について

1 福祉のまちづくり条例制定の経緯について

市民、事業者、学識経験者、行政職員で構成される横浜市福祉のまちづくり検討委員会より、横浜市における福祉のまちづくりのあり方について提言を受け、平成9年に条例制定されました。

提言内容抜粋

福祉の風土づくり推進事業を開始してから22年、福祉の都市環境づくり推進指針を制定してから19年が経過し、両事業ともにその課題が明らかとなり、新たな福祉のまちづくり運動の提起や制度、手法などの確立が問われている。

その意味から、現時点で法制度としての「条例」を検討することは、基本的人権の保障とノーマライゼーションの考え方を、市民の総意として結実させ、普及する観点から、その必要性は極めて高いと言える。

その後、平成26年に横浜市建築物バリアフリー条例と一本化を目的とした改正を行いました。この改正の際に、条例の理念を明文化するとして、前文が設けられました。その他に市民参画の確保に関する規定などが設けられました。

平成24年記者発表資料より抜粋

福まち条例は、障害理解や思いやりの気持ちの醸成などのソフトの取組と、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備というハードの取組の両輪で推進することを基本としています。この福まち条例の理念を分かりやすい言葉で条例の前文に明文化し、横浜市として取り組むべき姿勢を明確化しました。

2 専門委員会（課題解決）における検討の経緯について

(1) 背景

昨年度の専門委員会(建築物)の検討を進める中で、以下の背景を踏まえた条例改正の検討をすべきと提言がありました。

ア バリアフリー法の改正…「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が基本理念として明確化。

イ 障害者差別解消法…事業者による合理的配慮の提供義務化

ウ 上記ア、イの趣旨を踏まえた県条例（みんなのバリアフリー街づくり条例）の改正

(2) 経緯

令和4年12月19日 第49回横浜市福祉のまちづくり推進会議
専門委員会(課題解決)の立ち上げについて承認。

令和5年3月2日 第1回専門委員会

ソフト施策の強化について説明。

令和5年6月16日 第2回専門委員会

前文、条例第1条「目的」、条例第2条の2「高齢者、障害者等」について検討

令和5年6月30日 第3回専門委員会（WEB開催）

前文、条例第2条の2「高齢者、障害者等」について検討

3 専門委員会でのご意見について

専門委員会（課題解決）において、委員からいただいたご意見の一部を下記の通りお示しします。ご意見を踏まえて、関係法令などで示されている新しい理念などを取り込む検討を引き続き行います。

(1) 前文について

- ・近年の性的少数者（LGBT）などを念頭に価値観の多様化に言及すべき。
- ・インクルーシブの観点を取り入れるべき。
- ・ユニバーサルデザイン行動計画2020や障害者差別解消法を参考に、目指すべき基本理念を更新すべき。
- ・人権の尊重を基本としてもらいたい。

(参考)

- ・障害者差別解消法第1条「目的」
- ・ユニバーサルデザイン行動計画2020（抜粋）

(2) 条例第1条「目的」

- ・改正バリアフリー法で示された「社会的障壁の除去」と「共生社会の実現」を取り入れるべき。
- ・障害者差別解消法および障害者基本法の目的としても掲げられている「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的に取り入れるべき。

(参考)

- ・バリアフリー法第1条の2「基本理念」
- ・障害者基本法第1条「目的」
- ・障害者差別解消法第1条「目的」

(3) 条例第2条「高齢者・障害者等」

- ・日本のバリアフリーというのは、「高齢者・障害者」で始まったが、今では概念が広がっている。
- ・社会的障壁に焦点が移ったことを踏まえて定義を改めるべき。
- ・高齢者、障害者という単語を残すのであれば、特に社会的障壁という言葉に重点を置いて、本人の身体ではなく社会的問題に目を向けているということを示すべき。

(参考)

- ・障害者権利条約前文
- ・障害者差別解消法第2条「定義」

4 今後の検討予定について

- ・条例第3条「市の責務」、第4条「事業者の責務」
- ・第5条「市民の責務」
- ・新設「施設管理者の責務」
- ・条例第18条「市民参画の確保」

5 事業者ヒアリングの実施

条例第3条「市の責務」、第4条「事業者の責務」、新設「施設管理者の責務」の検討にあたり、設計者や建築主をはじめとした事業者を対象としたヒアリングを実施します。

参考法令等

○ 現条例前文

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。

このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、一人一人の個性を尊重し、認め合う社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

○ 前文の検討にあたっての参考

・障害者差別解消法第1条「目的」

「この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、
(中略) もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。**」

・ユニバーサルデザイン行動計画2020(抜粋)

「我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、**すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に**し支え合い、誰もが生き生きとした**人生を享受することのできる共生社会を実現すること**を目指している。この共生社会は、**様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂**され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。」

○ 現条例第1条「目的」

この条例は、福祉のまちづくりについて、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とする。

○ 条例第1条「目的」の検討にあたっての参考

・ バリアフリー法第1条の2「基本理念」

「この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。」

・ 障害者基本法第1条「目的」

「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、(以下省略)」

○ 現条例第2条の2(2)「高齢者、障害者等」

高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。ただし、第22条から第24条までにおいては、法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。

○ 条例第2条の2(2)「高齢者、障害者等」の検討にあたっての参考

・ 障害者権利条約前文(抜粋)

「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって(以下省略)」

・ 障害者差別解消法第2条「定義」

「障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」

令和4年度 福祉のまちづくり推進事業について（報告）

1 福祉のまちづくり推進事業

(1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（2回）
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会の開催（3回）
～ 横浜市福祉のまちづくり条例の運用改善に向け、横浜市福祉のまちづくり施行規則の一部改正を検討するとともにマニュアルの改正を行いました。
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の開催（2回）
～令和3年3月に策定した「横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～令和7年度）（通称：ふくまちガイド 令和3年度～7年度）」（以下「推進指針」といいます。）の周知、浸透に向けて意見をお聞きしました。）
～子ども向けリーフレットの改訂にあたって、内容の検討を行いました。

(2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施。

（参考）令和4年度協議終了件数 531件

(3) 福祉のまちづくり普及啓発

ア 福祉のまちづくり推進指針の浸透に向けた取組

(ア) 推進指針PR動画の作成

ふくまちの「くま」たちが『ふくまちガイド実践編』の概要を紹介した15秒の動画を放映しました。

- ・市庁舎（低層部）
「横断歩道で」「駐車場で」「道で」
- ・市営地下鉄 3月13日（月）～3月19日（日）
「電車で」「エスカレーターで」「エレベーターで」「トイレで」
- ・相模鉄道線 3月20日（月）～3月26日（日）
「電車で」「エスカレーターで」「エレベーターで」「トイレで」

(イ) ホッチポッチミュージックフェスティバルへの出展

年齢、性別、国籍、障害の有無などに関係なく、みんながごちゃまぜに参加する音楽祭である「ホッチポッチミュージックフェスティバル」にブースを出展しました。

- ・開催日：令和4年10月23日（日）（会場：横浜公園）



イ 新採用職員研修の実施（総務局主催）

横浜市職員として市民と接する上で必要な「福祉の視点」を養うことを目的に実施。

- ① 日 時：令和4年4月1日（金）
- ② テーマ：「インクルーシブなまちづくり」
- ③ 講 師：和久井 真糸 氏（福祉のまちづくり推進会議委員）
萩原 昌子 （横浜市健康福祉局障害施策推進課）
- ④ 受講者：新卒・社会人・技能職員採用 約780人

ウ 「福祉のまちづくり研修」の実施

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いす体験や白杖を用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施しました。

【開催概要】

- ① 日 時 1日目：令和4年10月25日（火） 9時00分～17時15分
2日目：令和4年10月26日（水） 9時00分～17時15分
- ② 会 場 産業貿易センター B102会議室
- ③ 受講者 合計39名（1日目：19、2日目：20名）
※ 受講者内訳 本市職員…38名、市職員以外…1名
（うち事務5名、建築14名、土木10名、造園4名、機械1名）
建設・設計会社1名、その他4名）
- ④ 内 容
 - ・福祉のまちづくり設計における留意点
 - ・「ふくまちガイド」から考える福祉のまちづくり
 - ・当事者講話
 - ・車いす体験、白杖を用いたフィールドワーク
 - ・整備事例検討グループワーク

（写真）当日の様子



エ エスカレーターの適正利用の周知

全国の鉄道事業者51社局、4団体や空港施設、商業施設、自治体と共同でエスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーンに参加し、市庁舎でも周知しました。

オ 関東学院大学出前講座

関東学院大学社会学部の「KGU キャリアデザイン入門Ⅱ」の授業で、「ふくまちガイド」を使った講座を実施しました。

参考<[社会学部「KGU キャリアデザイン入門Ⅱ」の授業に横浜市健康福祉局、社会福祉法人やNPO 法人の方がゲストスピーカーとして登壇しました。](#)> | [関東学院大学 \(kanto-gakuin.ac.jp\)](#)>

2 ノンステップバス導入促進補助事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助しています。

・令和4年度補助台数：2台

(参考：市内バス事業者のバス保有台数とノンステップバス導入率)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保有台数(台)	1,584	1,578	1,572	1,595
導入率(%)	77.6%	79.2%	79.8%	81.7%

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助しています。

・令和4年度は新規の補助は行っていません。

(参考)

○ 横浜市内全駅における段差解消駅

	市内全駅(160駅)	
	段差解消駅数	進捗率
23年度末～3年度末	154駅	96.2%

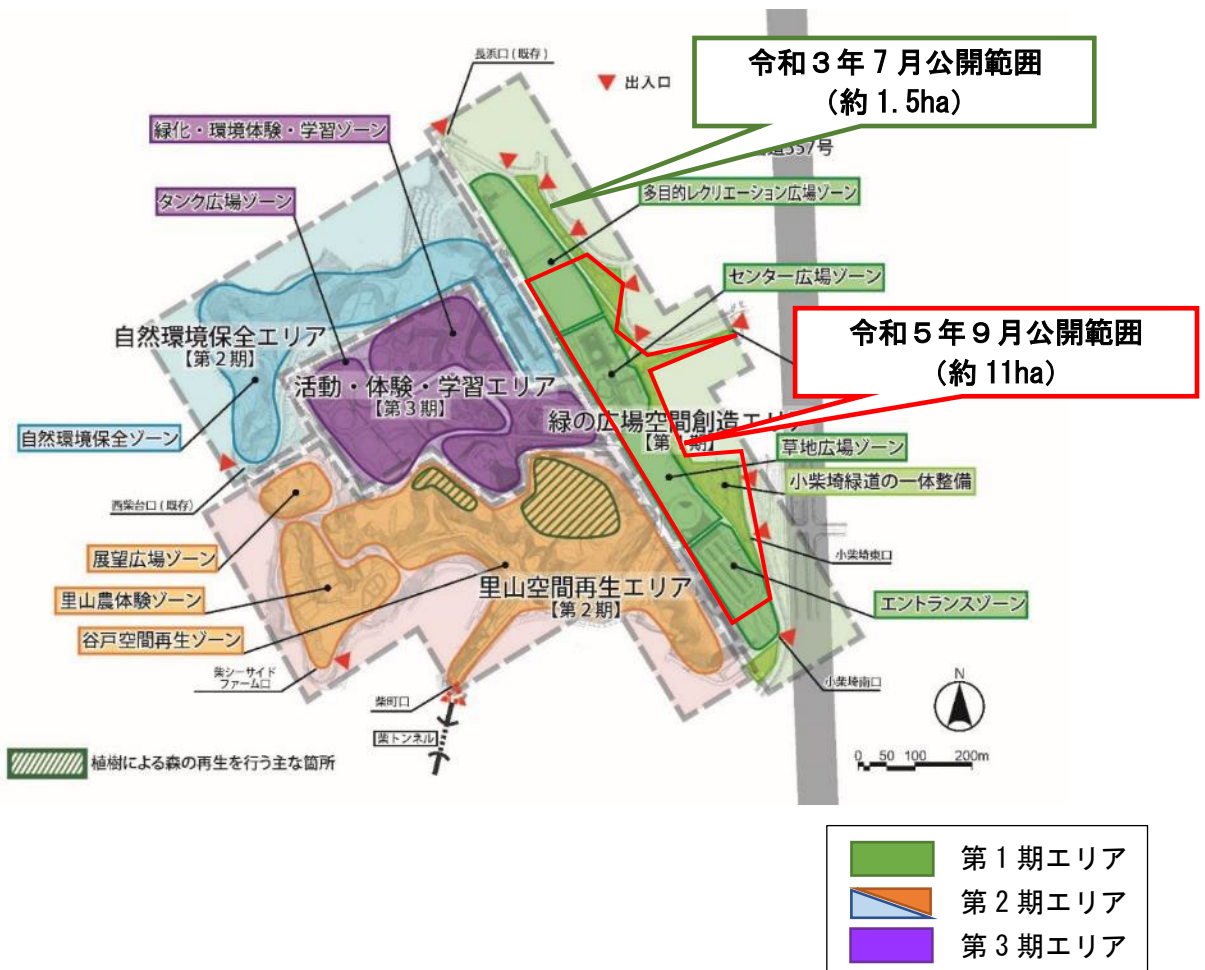
4	福祉のまちづくり推進事業等		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。 また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。
	本年度	5億6,515万円	1 福祉のまちづくり推進事業 1,032万円（1,040万円） 福祉のまちづくり推進指針を普及啓発するため、動画等を活用した広報を行います。また、社会情勢の変化を踏まえた施策の検討を行います。 （1）「福祉のまちづくり推進会議」の開催 （2）福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 （3）推進指針の広報等 （4）福祉のまちづくり普及啓発 （5）条例対象施設についての事前協議・相談等 2 ノンステップバス導入促進補助事業 1,821万円（1,711万円） 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。（33台）
	前年度	5億393万円	
	差引	6,122万円	
本年度の財源内訳			
	国	1億2,280万円	3 福祉有償運送事業 415万円（421万円） 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。 4 再犯防止推進計画推進事業 129万円（148万円） 「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性ー横浜市再犯防止推進計画ー」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。 5 地域福祉保健関係職員人材育成事業〈拡充〉 1,345万円（993万円） <u>社会福祉職・保健師の専門性を向上させるため、人材育成ビジョンに基づき、データを活用した新たな研修プログラムの開発や組織的な人材育成の推進など、職員から責任職までの一貫したキャリア形成支援を充実させます。</u> <u>また、各種媒体等を活用した採用広報、若手職員によるリクルート活動など、優秀な人材の確保をさらに進めます。</u> 6 福祉保健システム運用事業 5億1,773万円（4億6,080万円） 高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、情報システム標準化、法・制度改正対応等の改修を行います。
	県	—	
	その他	470万円	
	市費	4億3,765万円	

小柴自然公園整備の進捗状況について

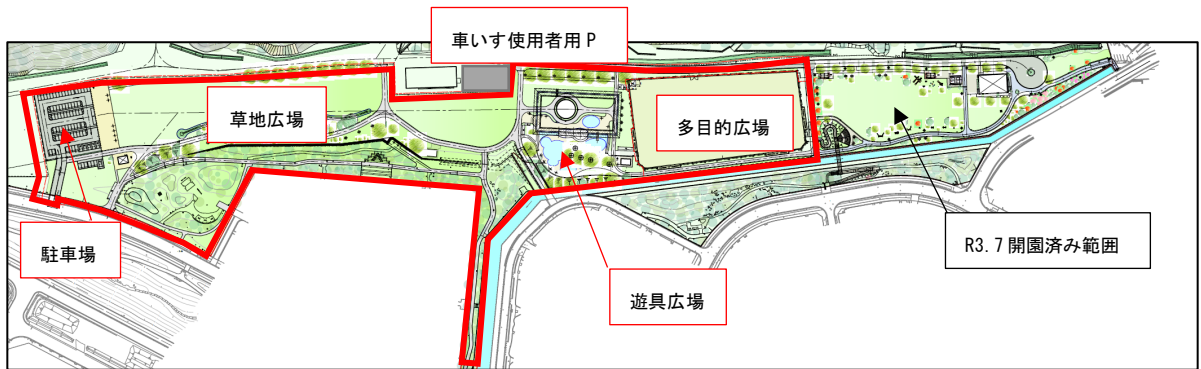
小柴自然公園について、令和3年11月に本会議にてご報告したインクルーシブ遊具広場も含め、令和5年9月の公開を目指し整備を進めていますので整備状況をご報告します。

1 公園概要

- (1) 所在地 金沢区長浜 116-2
- (2) 面積/種別 約 55.8ha / 広域公園
- (3) 主な施設 草地広場、多目的広場、管理棟、駐車場等
- (4) 事業予定 平成26～令和14年度（2014～2032年度：19か年計画）



2 第1期エリアの整備内容について



(1) 多目的広場

- 広さ 約140m×約70mで、防球フェンス（高さ14.9m）を備えています。

(2) 遊具広場

- 本市初の「インクルーシブ遊具広場」として整備します。

(3) 駐車場

- 公園南側に66台の有料駐車場を整備します。
- 遊具広場横にも車いす使用者用駐車施設を整備します（10台程度）。

(4) その他の施設

- 草地広場等を整備します。
- レストハウス等の追加整備について検討をすすめています。

3 インクルーシブ遊具広場整備の経緯

- ・令和2年秋 遊具広場の検討開始、他都市事例等視察
- ・令和2年冬 設計原案作成
- ・令和3年春～ 設計原案に対するヒアリング
 - ・横浜市リハビリテーション事業団
 - ・横浜障害児を守る連絡協議会
 - ・横浜市心身障害児者を守る会連盟
 - ・ラシク045ヒアリング結果をもとに修正案作成
- ・令和3年11月 福祉のまちづくり推進会議にて報告
- ・令和3年秋～ 設計修正案に対するヒアリング
 - ・横浜市聴覚障害者協会
 - ・特別支援学校（盲、ろう、港南台ひの、中村）
 - ・近隣小学校等（並木第四小学校、金沢養護学校）
 - ・療育センター（南部、港南） ほか
- ・令和4年秋 遊具広場着工

小柴自然公園 みんなのあそび場（インクルーシブ遊具広場）

休憩施設等

小型パーゴラ

・少人数で使える小型のシェルター。



デッキベンチ

・大勢の人が一緒に休める緑陰空間。



サポートベンチ

・遊具周りで子どもを見守りながら軽く寄りかかってもよいことができる



ユニバーサル水飲み

・蛇口数が多く、車いす利用にも配慮した水飲み、手足洗い。



伝声管・バルブ遊具

・小歳の工業的な歴史を感じる配管やバルブ形状をイメージした遊具



広場外周フェンス

・遊具広場外周は子どもの飛び出し抑制のため、h1.2mのフェンスを装備する。フェンスは植栽地内に整備し、触れにくい配置とする。



滑降系遊具

スライダーウォール

・地形の段差を利用した高低差1.2m程度のスライダー。大勢が同時に滑っても衝突しないように配慮した放射状の形状。



揺動型遊具

ブランコ

・円盤型、シート型、従来型と複数の形にします。自分の体格や特性にあったものを選んで使用できます。



大型複合遊具

Wタンクタワー (6~12歳)

・遊び場のシンボルとなるツインタワーです。ネットのアスレチックアイテムを取り入れ、思いっきり体を動かして遊べます。



ウィーボス (3~12歳)

・デッキをなくした新デザインの新感覚遊具。躍動感のある動きを体験できます。



登はん運動系遊具

ロックブロック

・ロッククライミングのようにはシンブルに登る楽しさを体験。



音で遊ぶ遊具

コンガ・コンボ

ローラーマラカス

・「聴覚・触覚」で楽しむ遊具です。



インクルーシブ大型複合遊具

・より多くの子どもに配慮した複合遊具。車いすのままアクセス出来るスロープや、車いすから乗り移るポイントを設け、多様な子どもが一緒に楽しめる遊具です。



クールダウンスポット遊具

コージードーム

・心を落ち着かせたい子どものクールダウンスポットとなります。



一人で遊べる小型遊具

ビー

・ひとりでもマイペースに遊べるロック型遊具です。隙間がある大きな子ども利用でも違和感の少ない抽象的なデザイン。



回転型遊具

チル・スピナー

・ひとりでもマイペースで遊べる回転椅子型遊具です。隙間がある大きな子ども利用でも違和感の少ない抽象的なデザイン。



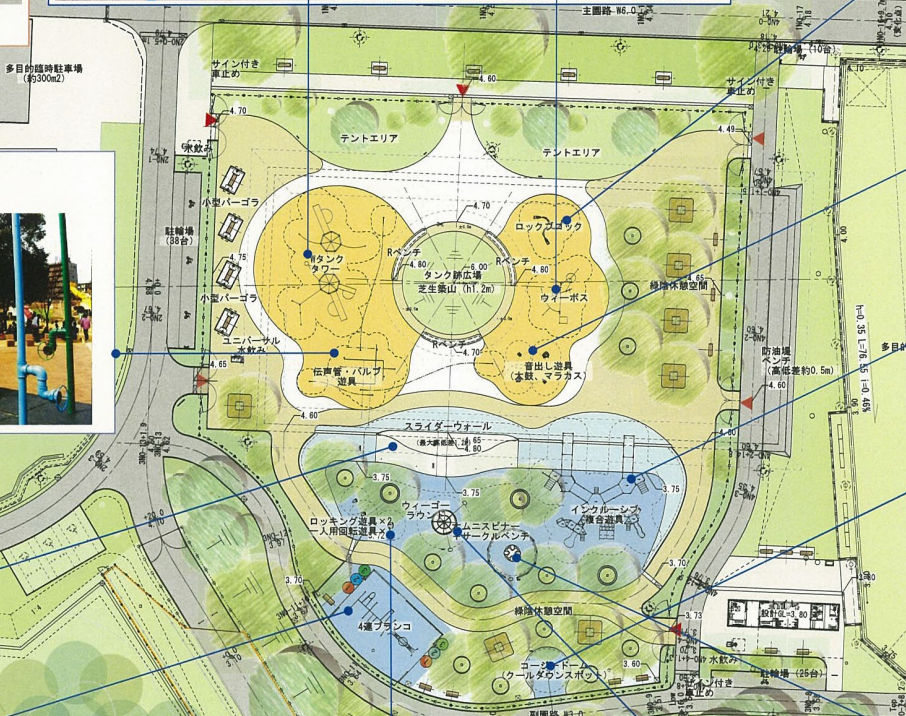
ウィー・ゴー・ラウンド

・車椅子のままでも遊ぶことのできる回転系の遊具です。複数人が同時に使用できます。屋根付き、内部にハンドルがあり、一人でも回転させて遊べます。



オムニスピナー

・内向きに座るのでお互いの表情を見ながら回転する感覚を楽しめます。車椅子から乗り移りやすく、背もたれの高いハイバックシートがあることで姿勢の保持が難しい子どもでも安定して座ることができます。周囲にベンチを設けて見守りができます。



【工事進捗状況 令和5年5月撮影】



遊具広場・多目的広場全景



草地広場全景



スロープ付複合遊具



椅子型ブランコ



回転遊具



入り口サイン



遊具広場トイレ



トイレ内部